産業廃棄物収集運搬・処分委託に関する覚書

排出事業者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

処分業者：大分エコセンター株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した令和○年○○月○○日付の産業廃棄物収集運搬・処分委託基本契約書（以下「原契約」という）の第2条第２項について以下のとおり覚書を締結する。

第１条（委託する産業廃棄物の種類及び委託単価の変更）

　　　甲が乙に収集運搬・処分を委託する産業廃棄物の種類及び委託単価について原契

　　約を以下のとうり変更する。

　◎　収集運搬に関する託する種類及び単価

種類

数量

単価

◎　処分に関する託する種類及び単価

種類

数量

単価

第２条（協議）

　　本覚書に定めのない事項については原契約がそのまま有効に存続するものとする。

また、本覚書に疑義が生じたときは関係法令に従い、その都度甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第３条（有効期間）

本覚書の有効期間は令和○年○○月○○日からとし、原契約が終了した時点で同

時に終了するものとする。

この契約の成立を証するために本書２通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各１通を保有する。

令和○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　徹

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　大分市大字三佐字大新田１３５４番８

大分エコセンター株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○